

繰り返される死刑執行に強く抗議し死刑執行の停止を求める会長声明

2018（平成30）年12月28日
東京弁護士会 会長 安井 規雄

2018年12月27日、死刑確定者2名の死刑が執行された。今回の死刑執行は、本年7月6日、26日に次ぐものである。第2次安倍内閣に入ってから15回目となり、これまでに合計36名もの死刑囚が国家刑罰権の発動としての死刑執行により生命を奪われていることになる。

東京弁護士会は、これまでも死刑執行の停止を求める会長声明と会長談話を出してきたが、今回の執行はこうした声明を一顧だにしないものである。

今回、死刑が執行された死刑囚のうち、ひとりには再審請求中であったことも極めて重大な問題である。

再審請求中の者が仮に冤罪であった場合、生命を奪う死刑執行は取り返しがつかない。死刑制度については様々な意見があるも、冤罪で死刑囚となった者が死刑執行によりその生命が奪われることには、誰もが理不尽を感じるであろう。

今回の再審請求中の死刑囚を含む死刑執行は極めて重大な問題であると言わざるを得ない。民主主義社会である現代社会においては、犯罪被害者・遺族に対し十分な支援を行うことに一層力を注ぐとともに、死刑制度について再度目を向ける必要がある。東京弁護士会は、今回の死刑執行に対して強く抗議し、全ての死刑執行の停止を求めるとともに、死刑を含む刑罰制度の見直しについて、死刑に関する会内外の様々な声に耳を傾けつつ、より一層の議論を進めることをここに宣言するものである。

以上